

☆ 年末調整の手続き

年末調整の手続きは、お済みですか？
学校への締切は、11/6（月）となっています。
やむを得ない理由で、証明書等が届かない場合は、各校の事務職員にご相談ください。



お願い

所得とは・・・
収入から65万円（給与所得控除額）を
差し引いた金額です。



☆扶養控除申告書に記入した親族のうち所得がある方については、一年間の収入が分かるものの提出もお願いします！！



例・・・収入見込証明書、年金額改定通知書写、給与明細写 等



◎例年、税務署より扶養親族の所得超過等の理由で、是正の指摘を受ける事例があります。
配偶者及び扶養親族に収入がある方は、ご注意ください。

就学援助費について ****修学旅行費 校外活動費****

義務教育の費用の負担にお困りのご家庭に対し、就学に必要な費用の援助を行う「就学援助」の制度があります。

認定されましたら、主に学用品費や給食費等以外に、参加された修学旅行や校外活動にかかった費用に対して補助（限度額があります）があります。

修学旅行費	交通費、宿泊費、見学料、参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一して負担すべきこととなる記念写真代、医療品代、旅行損害保険料、添乗員経費、荷物運送料、しおり代、通信費、旅行取扱料金（限度額 小学校：21,490円 中学校：57,590円）
宿泊有 校外活動費	交通費及び見学料（1回限り）（限度額 小学校：3,620円 中学校：6,100円）
宿泊無 校外活動費	交通費及び見学料（1回限り）（限度額 小学校：1,570円 中学校：2,270円）

お願い

実施後、速やかにご提出を！

かかった経費がわかるものを提出してください！

- ・旅行会社、バス会社等の請求書写し
- ・見学先施設等の請求書写し、領収書写し
- ・会計報告書

子どもたちが安心して学校生活を送れるための制度です！



退教互より

～ドック補助事業について～ 会員1人について年度内1回
☆自己負担が6,000円以上の場合、3,000円の補助がでます。
申請書の裏面に、領収書の写しの添付が必要です！

特殊勤務実績簿について

11月分は11月27日(月)締切
その後、すぐにシステム入力し、12月の給与で支給します。必ず提出期限を守ってください。